

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金+入学料・授業料減免）と
本学独自の授業料免除制度の関係について

2020年度から学部生のみを対象とした高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）が導入されました。新制度とこれまで実施してきた本学独自の授業料免除制度（以下、広島大学授業料免除）について、各学種・入学時期によって以下のように取り扱っています。

1. 2019年度までに入学した日本人学部生（永住者等も含む）

原則として、**新制度の支援による授業料減免を実施します。ただし、新制度に申し込むことを前提として広島大学授業料免除へ併願申請することも可**とし、新制度による授業料減免の結果が、広島大学授業料免除による結果よりも授業料免除額が少なかった場合、広島大学授業料免除での免除額まで授業料を免除します。

対応例 授業料が半期で267,900円の学生

・ 新制度のみに申請

- 新制度結果：三分の二免除
- 三分の二免除判定（免除額：178,600円）

・ 新制度に申請し、広島大学授業料免除にも併願申請

- 新制度結果：三分の二免除，広島大学授業料免除結果：全額免除
- 全額免除判定（免除額：267,900円）

・ 新制度には申請せず，広島大学授業料免除のみ申請

- **不可**

以上の通り、**2019年度までに入学した日本人学部生（永住者等も含む）について、広島大学授業料免除を希望する者は、新制度を申し込むことが必須となります。**

新制度のみの申請を希望する場合は、もみじ「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金+入学料・授業料減免）」のページを参照してください。

なお、併願する場合は、もみじ「広島大学授業料免除」のページに記載の申請方法に沿って当該期の受付期間内に申請を行ってください。（新制度の結果判明後にその学期の広島大学授業料免除を申請することはできません。）

（次頁へ続く）

2. 2020年度以降に入学した日本人学部生（永住者等も含む）

新制度の支援による授業料減免のみを実施します。申請方法については、もみじ「高等教育修学支援制度（給付奨学金+入学料・授業料減免）」のページを参照してください。

広島大学授業料免除の申請対象にはなりません。

3. その他の学生について（日本人及び外国人大学院生，外国人学部生など）

新制度の対象にならないため、広島大学授業料免除による授業料免除のみを実施します。

【参考】申請資格一覧

	学部生			大学院生
	日本人		留学生	
	2019年度以前入学	2020年度以降入学		
広島大学 授業料免除制度	○（※1）	-	○	○
修学支援新制度	○	○	-	-

※1. 修学支援新制度に申し込むことを前提とする